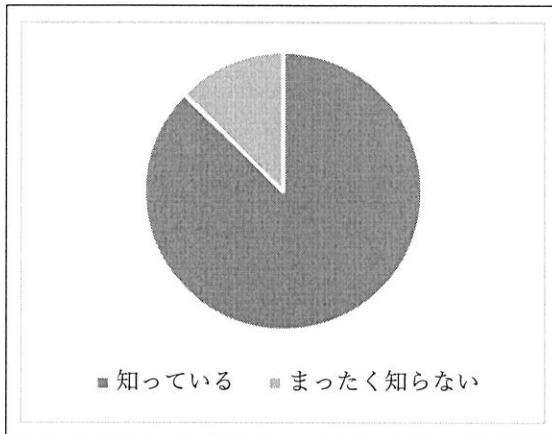


資料 2

令和4年度 自治基本条例 職員意識調査 集計結果

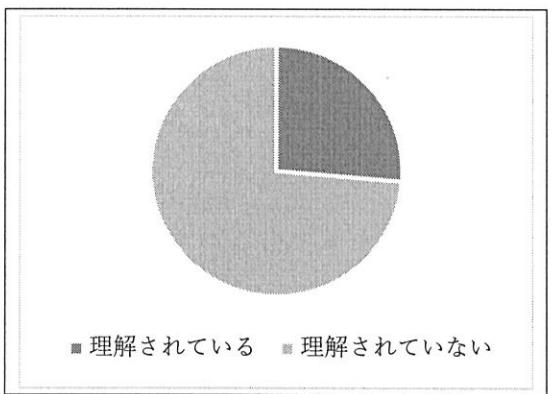
(集計期間：令和4年12月13日～23日 回答数：110票)

問1 町の最高規範とされている自治基本条例とその概要を知っていますか。



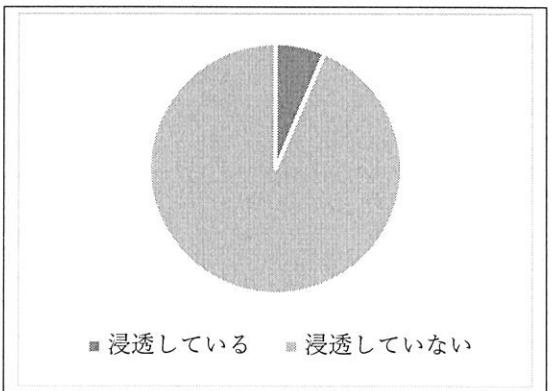
| | |
|----------|-----|
| 知っている | 96票 |
| まったく知らない | 14票 |

問2 自治基本条例が定めるまちづくりの理念が、多くの職員に理解されていると思いますか。



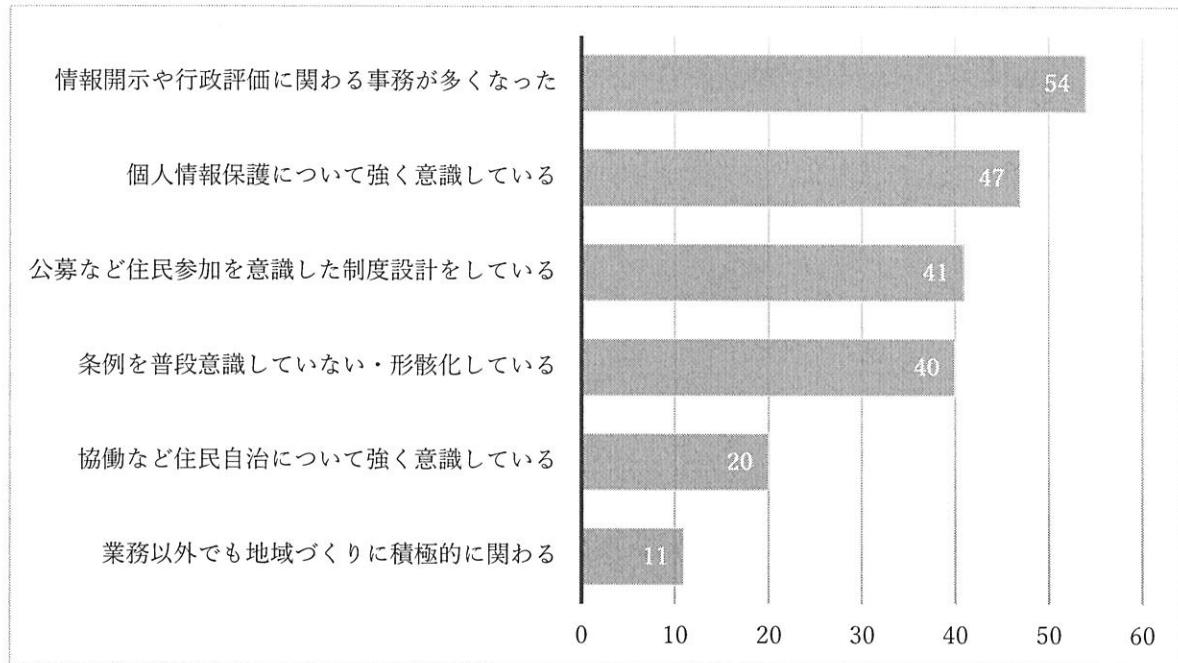
| | |
|----------|-----|
| 理解されている | 29票 |
| 理解されていない | 81票 |

問3 自治基本条例が定める協働など自治の取組みが、議会や多くの町民に浸透していると思いますか。



| | |
|---------|------|
| 浸透している | 7票 |
| 浸透していない | 103票 |

問4 自治基本条例による、普段の業務への影響（良い・悪いどちらでも）を感じたことはありますか。（あてはまるものすべて）



問5 自治基本条例の行政に関する条項のうち、見直すべき点があると思いますか。ある場合は該当する条文と見直し内容を記入ください。またその他、自治基本条例に関するご意見があれば何でも自由にお書きください。

自由記述（見直しが必要）

○見直しが必要

第9条「運用状況を毎年検証」→「運用状況を隔年で検証」とする。

○見直しが必要

解釈次第かもしれません 誤字の修正 必要では？

（超）

第40条 この条例は5年を越えない期間ごとに見直します。

○見直しが必要

第32条 委員等には公募がなじまないようなものもある。応募者の思想信条もわからず、リスクがある。少し柔軟性を持たせてもいいように思う。

自由記述（改善提案）

○条例（特に8条～38条）を実行に移すための施行規則やアクションプランの推進に注力し、少しでも条例の理念を実現できるように取り組んでみてはいかがでしょうか？

○毎年検証し公表するのは事務負担が大きいので、見直し時期と同じく「5年に1回」とか、頻度を定めず、「必要に応じて」とか「自治推進委員会の勧告に基づいて」とか緩くしてほしい。

○自治基本条例は、町の最高規範として、町政全ての行政手続きに係る理念を定めたものだと認識しています。そのため、条例の所管課は政策推進課又は総務課が適切だと思います。旧企画課からまちづくり防災課に所管が変わった意図としては、自治基本条例の柱の一つに「協働」があったからだと推察しますが、本来は“まちづくり”だけに留まらない広い範囲の規範を定めた条例のはずだと思います。

所管がまちづくり防災課にあることで、総合計画への反映や職員への周知、検証などの取組みが限定的にならざるを得ないように感じます。

○見直しの前に、町民・職員の理解を高めるべきでは？

○今は見直しに労力や時間を費やす時でない。

○自治基本条例がなくても、その他の町条例等で町は十分に機能する。

煩雑でもあるためすべて廃止した方がよいと思う。

○自治基本条例は行政だけではなく町民全体に関わるものですので、もっとわかりやすくキャッチャーなネーミングに換えてはどうでしょうか。例えば、「おいらせ町ふるさと条例」とか、あるいは公募にしたりするなど、条例の存在に気付くことが重要かと思います。可能な限りで・・・。

自由記述（分析・意見）

○（住民参加や情報開示などは）条例意識よりも、世の中の流れや住民サービス調整業務で必然的に必要とされるようになったと思われる。

○町民の役割と責任について、広く町民に理解されなくては、行政だけが、ただ手続きが増えるだけになる。

○合併当時は、自治基本条例が先進的？自治体のステータス的な部分もあり策定した気がしますが、最近ではその存在は？？。職員はそれなりに意識している（せざるを得ない）と思いますが、町民はどの程度意識（認知あるいは必要と）しているのでしょうか？

○見直すべき点があるのかもしれません、当該条例に対する理解が浅いため判断できません。

○詳細まで理解していないため見直すべき点がわかりません。

○自治基本条例については、町民や職員への認知度が低く、普段から意識している人は少ないと思われます。町広報やホームページへの掲載等による周知は行っていると思いますが、効果は大きくないと思われるため、周知活動のあり方が課題になると思います。

（認知していなくても、無自覚のうちに自治基本条例の理念に沿った活動をしている方々はいると思いますが…）

加えて、住民投票については、悪用されないよう注意が必要になると思います。

（投票資格等の詳細については定められていませんが、町内在住者や日本国籍取得者以外に資格を広げた場合は、外国人参政権を与えることと同様の権利を与える形となり、最悪の場合、町民の意思が反映されない自治となる可能性があるため）